

「こども基本法」を知っていますか



わかもの
こどもや若者のみなさんは、ひとり
たいせつ
そんな
大切な存在です。

みなさんが自分らしく
じぶん
しあわ
せいちょう
く
暮らせるように、
しゃかいぜんたい
社会全体で
ささ
たいせつ
支えていくことがとても大切です。

「こども基本法」は、
しゃかい
こうした社会をめざして、
わかもの
かん
こどもや若者に関する
とりくみ
きほん
ほういつ
取組をすすめていくうえで、基本になることをきめた法律です。

「こどもの権利」とは

こどもの権利とは、すべてのこどもが、こころもからだも健康に育つために必要とされる権利です

生きる権利



こどもには、きちんと病気やケガをなおせる権利や、健康に生まれ、げんきに成長する権利があります。

守られる権利



こどもには、あらゆる種類の差別や虐待、暴力から守られる権利があります。

育つ権利



こどもには、教育を受ける権利や、やすんだりあそんだりする権利、自分の考えや信じることが守られる権利があります。

参加する権利



こどもには、自分に関係のあることについて、自由に意見を言ったり、みんなで活動する権利があります。



みなさんに聴きたいこと



「こどもの^{けんり}権利」について、みなさんの^{いけん}意見をおしえてください。

Q: こどもの^{けんり}権利について、こどもや^{おとな}大人、みんなに^し知ってもらうにはどうすればよいとおもいますか？

(例えば、^{たと}チラシを^{くぼ}配る、みんなで^{あつ}集まって^{はな}話すなど)



Q: みんなから^{いけん}意見を^ききくには、どんな^{きかい}機会があるとよいとおもいますか？
(どこで？どうやって？きいたらよい？)

みなさんの^{いけん}意見を^{のほりべつし}登別市がつくる^{けいかく}計画や^{とりくみ}取組に^{やくだ}役立っています！



のぼりべつし けいかく あん
登別市がつくる計画案

もくひょう
(目標)

だいじ
(大事にすること)

すべてのことも・若者がこころ・からだ元気
安心して仲良く暮らせるまち

I

わかもの だいじ じぶん まも ひと いま みらい しあわせ
子どもや若者が大事にされ、自分らしくいられるように守り、その人たちが今も未来も幸せになるようにする

II

わかもの こそだ ひと きもち たいせつ いけん きき いっしょ すす
子どもや若者、子育てをしている人たちの気持ちを大切に、その意見をよく聴きながら、一緒に進めていく

III

わかもの こそだ ひと せいちょう あ じゅうぶん たすけ
子どもや若者、子育てをしている人たちの成長に合わせて、十分に助ける

IV

あんしん そだ かんきょう まず ひと わかもの しあわ せいちょう
みんなが安心して育てる環境をつくり、貧しい人がいなくなるようにして、すべての子ども・若者が幸せに成長できるようにする

V

わか ひと せいかつ あんてい かんが かた たいせつ けっこん こそだ ゆめ こま
若い人たちの生活を安定させながら、いろんな考え方を大切にして、結婚、子育ての夢をかなえられるように、困りごとを解決する

VI

たいさく かんけい ひと だんたい きょうりょく すす たいせつ
いろんな対策をしっかりまとめて、関係する人たちやまち、団体と協力して進めることを大切にする